

令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・Z E V 補助事業) 交付要綱

(補助金の交付)

第 1 条 知事は、エネルギー価格等の物価高騰の影響を緩和するとともに、2050 年カーボンニュートラル実現に向け、脱炭素型ライフスタイルへの早期転換を図るため、県内中小企業等が行う E V をはじめとする Z E V (ゼロ・エミッション・ヴィークル) の導入事業(以下「補助対象事業」という。)に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則(昭和 58 年徳島県規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 経産省補助金

経済産業省が採択した執行団体である一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する車両・充電インフラ等の導入に関する補助金をいう。

(2) E V

電池に備えた電力を動力源とし、外部電源からの電気を当該自動車に搭載されている電池に充電することができる、内燃機関を有さない四輪以上の自動車であって、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されている普通自動車をいう。

(3) 軽 E V

E V と同等の車両かつ自動車の種別が軽自動車のものをいう。

(4) P H V

電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車をいう。

(5) F C V

電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を水素と酸素を化学反応させて作る自動車をいう。

(6) Z E V

走行時に温室効果ガスを出さない E V、軽 E V、P H V、F C V をいう。

(7) V 2 H

Z E V から電力を取り出し、また、Z E V に充電する装置で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。

(8) V 2 L

Z E V から電力を取り出し、Z E V の外部へ給電する機能を有する機器で、経産省補助金の補助対象機器として登録されているものをいう。(V 2 H を除く。)

(9) 中小企業等

県内に事業所を有する法人、又は県内に住所を有する個人事業主であって、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律第 185 号)第 3 条第 1 項に規定する中小企業団体

ウ 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 22 条に規定する社会福祉法人

エ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 39 条に規定する医療法人

オ 私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 3 条に規定する学校法人

カ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人

キ 特別法の規定に基づき設立された協同組合等

- ク その他知事が適当であると認める者
- (10) リース事業者
リース契約に基づき、ZEVの貸付を行う者をいう。
- (11) リース使用者
リース契約に基づき、ZEVの貸付を受ける者をいう。

(補助要件)

第3条 第1条に規定する補助要件は、次の表に定めるとおりとする。

補助要件	備考
(1) 経産省補助金の補助対象車両一覧の銘柄であること。 (2) V2H・V2Lと合わせて、外部給電が可能であること。 (3) 自動車検査証の初度登録(届出)の日が令和8年2月13日以降であること。 (4) 災害時等にZEVを活用した給電活動を行う「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、避難所等への電力供給に協力すること。 (5) ZEVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。 (6) 新車に限る。 (7) 徳島県内に本店、支店、営業所等を有する事業者から車両の購入等を行うこと。	

(補助対象経費及び補助額)

第4条 第1条に規定する補助対象経費及び補助額は、次の表に定めるとおりとする。

補助対象経費	補助額
ZEVの車両購入に係る費用(消費税及び地方消費税の額を除く。)	車種による次の額。 (1) EV : 40万円 (2) 軽EV : 25万円 (3) PHV : 35万円 (4) FCV : 60万円

(補助金を申請することができる者)

第5条 この要綱に基づき補助金の交付を申請することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が実施する利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- (2) 申請者又は申請者の役員等が、暴力団等の反社会勢力と関係を有さないこと。
- (3) 県税、その他の税について未納がないこと。
- (4) ZEVの自動車検査証に使用の本拠の位置として徳島県内の地域が記載されていること。
- (5) 経産省補助金の交付決定及び額の確定を受けていること、又は当該補助金の交付申請を行っていること。
- (6) 徳島県内に事務所又は事業所を有する中小企業等(国、地方公共団体を除く。)であること。ただし、ZEVが自社製品又は100%同一の資本に属するグループ企業からの調

達となる者は補助申請者としない。

- (7) リース車両の場合にあつては、当該車両のリース使用者が補助申請者となるものとする。この場合において、当該リース使用者は前各号の要件を全て満たさなければならない。

(補助金交付申請及び実績報告)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次の表に定めるとおりとする。

申請主体	知事の定める書類
共通	(1) 経産省補助金に係る交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（以下「国通知書」という。）の写し又は経産省補助金の交付申請を行ったことが確認できる書類 (2) 領収書の写し (3) 自動車検査証の写し (4) 申請日から起算して3か月以内に発行された登記事項証明書の写し (5) 申請日から起算して3か月以内に発行された納税証明書（都道府県税、消費税及び地方消費税に未納税額がないことを記載したもの） (6) 「徳島県電力供給サポーター登録制度」への登録申込書類一式 (7) 納車されていることが確認できる写真 (8) その他知事が必要と認める書類
リース使用者以外の場合	(1) 誓約書（様式1-1） (2) 事業実施概要書（様式2-1）
リース使用者の場合	(1) リース使用者誓約書（ZEV）（様式3-1） (2) リース事業者同意書（ZEV）（様式3-2） (3) リース使用者事業実施概要書（ZEV）（様式3-3）

3 規則第3条の知事が定める期日は、令和9年1月31日までとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第5条第1項各号及び規則第15条の2に規定する事項に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 知事は、補助金の交付申請があつたときは、第6条に規定する書類等の審査により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに、補助金の交付決定及び額の確定をするものとする。

(決定の通知)

第9条 知事は、前条の決定をしたときは、補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（以下「決定通知書」という。）により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求・支払)

第10条 決定通知書を受けた補助事業者は、補助金請求書（様式第2号）に当該通知書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の補助金請求書等を受理した後に、補助金を支払うものとする。

（書類の保管）

第11条 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管期間は、補助金の交付のあった日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

（財産の処分の制限）

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については取得財産を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書きの知事が定める期間は、補助金の交付目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）で定められている耐用年数を勘案し、次のとおりとする。

車両の種類	処分制限期間
【自家用車の場合】	
普通自動車	4年
軽自動車	4年
【貸自動車用の場合】	
普通自動車（総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。）	4年
普通自動車（総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。）	3年
軽自動車	3年

3 規則第17条第2号の知事が定めるものは、当該償却資産の取得単価又は効用の増加価格が50万円以上のものをいう。

4 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保（以下「処分」という。）に供しようとする場合は、財産の処分を行おうとする日の30日前までに財産処分承認申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

5 知事の承認を受けて財産を処分する場合には、補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。

（個人情報保護）

第13条 知事は、本事業により得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）に基づいて取り扱うものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年７月２４日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号

（主たる事務所の所在地及び名称並びに
代表者の職・氏名）

補助金交付申請書兼実績報告書

補助金の交付を受けたいので、徳島県補助金交付規則第 3 条の規定により、
次のとおり関係書類を添えて申請及び実績報告します。

1 事業名

令和 7 年度地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業
（物価高騰対応重点支援・Z E V 補助事業）

☐ E V ☐ 軽 E V ☐ P H V ☐ F C V

（注）該当する車両に ☒ をすること。

2 交付申請額

金 円

3 関係書類

提出する書類に ☒ をすること。

共通	☐ 経産省補助金に係る交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書の写し又は経産省補助金の交付申請を行ったことが確認できる書類 ☐ 領収書の写し ☐ 自動車検査証の写し ☐ 申請日から起算して 3 か月以内に発行された登記事項証明書の写し ☐ 申請日から起算して 3 か月以内に発行された納税証明書（ ☐ 都道府県税分 ☐ 消費税及び地方消費税分） ☐ 「徳島県電力供給サポーター登録制度」への登録申込書類一式
----	---

	☐ 納車されていることが確認できる写真 ☐ その他知事が必要と認める書類 ()
リース使用者 以外の場合	☐ 誓約書（様式 1－1） ☐ 事業実施概要書（様式 2－1）
リース使用者 の場合	☐ リース使用者誓約書（Z E V）（様式 3－1） ☐ リース事業者同意書（Z E V）（様式 3－2） ☐ リース使用者事業実施概要書（Z E V）（様式 3－3）

- 4 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

受理日付印

請求日 年 月 日

請 求 者
住 所
氏 名
(法人名及び代表者名)

右の金額を請求 します。	請 求 金 額									円
-----------------	----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

適		要	
補助事業名	令和７年度地域レジリエンス強化のためのＺＥＶ導入加速化事業（物価高騰対応重点支援・ＺＥＶ補助事業） ☐ ＥＶ ☐ 軽ＥＶ ☐ ＰＨＶ ☐ ＦＣＶ （注）該当する車両に ☒ をすること。		
補助指令金額			
補助指令年月日			
補助指令番号			
補助額	既受領額		
	今回請求額		
	残額		
請求区分	精算		

口座振込先
 金融機関名 () 店舗名 ()
 預金種別 (1 普通 2 当座 9 その他)
 口座番号

--	--	--	--	--	--	--

 (右づめ)
 口座名義 (カタカナ書き)
 ()

	氏 名	連絡先
発行責任者		
担当者		

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
氏 名
電話番号

（主たる事務所の所在地及び名称並び
に代表者の職・氏名）

財産処分承認申請書

令和7年度地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・ZEV補助事業）交付要綱第12条第4項の規定により、財産の処分の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 補助金の交付決定の年月日及び指令番号
年 月 日付け徳島県指令 第 号

2 処分しようとする財産の名称、理由、方法及び価格

財産の名称	理由	方法	処分価格(円)

3 担当者の氏名、連絡先
氏名 連絡先

誓 約 書

地域レジリエンス強化のための ZEV 導入加速化事業費（物価高騰対応重点支援・ZEV 補助事業）の申請にあたり、本補助要綱の事項を遵守の上、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第 14 条及び第 15 条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で ☒ をすること。

☐ 申請書類の記載事項について、事実と相違ないこと。

☐ 本補助金を用いた車両（以下、「補助車両」という。）の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。

☐ 補助車両については、法定耐用年数を超えて使用すること。

☐ 補助車両については、徳島県内を本拠として使用すること。

☐ 申請者（役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。

☐ 本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。

☐ 「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、災害による大規模停電時に県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力すること。

2. 以下の項目は同意をいただける場合に ☒ をすること。

☐ 申請内容について、自動車販売業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住 所 _____

氏 名 _____

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

担当者及び連絡先

担当者名 _____

連絡先 _____

様式 2 - 1 (第 6 条関係)

地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
(物価高騰対応重点支援・Z E V 補助事業) に係る事業実施概要書

(申請者) 住 所
氏 名

(主たる事務所の所在地及び名称及び代表者の職・氏名)

(担当者及び連絡先)

1 車両及び補助金額算定に関する事項

使用の本拠の位置	
自動車販売事業者 ※「様式 1 - 1 の 2」の項目に同意する場合は記載 をしてください。	会社名 担当者 連絡先
導入した Z E V ※該当する車種に ☒ すること。	メーカー 車 種 ☐ E V ☐ 軽 E V ☐ P H V ☐ F C V 車 名 型 式
自動車検査証の初度登録 (届出) 日	年 月 日
経産省補助金交付額	円 / 台
補助額 (A)	円 / 台
台数 (B)	台
補助金交付申請額 (A) × (B)	円

(注) 金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。

2 申請者に関する事項

常時使用する従業員数 ※1		人
資本金額（会社以外は記載不要）		万 円
設立年月日 ※2		年 月 日
直近1期（1年間） の売上高（円） ※3		円 決算期間1年未満の場合： か月
直近1期（1年間） の売上総利益（円） ※4		円 決算期間1年未満の場合： か月
連絡担当者 ※5	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
	FAX 番号	
	E-mail アドレス	

※1 常時使用する従業員がいなければ「0人」と記載すること。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業者から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業者から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載すること。

※3 「直近1期（1年間）の売上高」は、「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額を転記すること。

※4 「直近1期（1年間）の売上総利益」は、「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額を転記すること。

<注（※3、※4 共通）>

- ① 設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載すること（例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。
- ② 設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「0か月」と記載すること。

※5 補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行うため、補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる者を記載すること。電話番号または携帯電話番号は必ず記入し、FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入すること。）

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金
（物価高騰対応重点支援・ZEV補助事業）に係るリース使用者誓約書

地域レジリエンス強化のためのZEV導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・ZEV補助事業）の申請にあたり、本補助要綱の事項を遵守の上、以下の事項について相違ないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合に、徳島県補助金交付規則第14条及び第15条に基づき交付決定の取消し、又は返納となる可能性があることについて承知するとともに、返納が生じた場合は、県の指示に応じて速やかに返納します。

なお、誓約に反した場合に、徳島県が行う一切の措置に対して異議の申し立てを行いません。

1. 以下の項目は必須で☑をすること。

- ☐申請書類の記載事項について、事実と相違ないこと。
- ☐本補助金を用いた車両（以下、「補助車両」という。）の利用状況等の調査に対して、必要な情報を提供すること。
- ☐補助車両のリース期間については、法定耐用年数以上とすること。
- ☐リース期間が耐用年数未満の場合は、再リース等により法定耐用年数満了まで継続的に使用することとし、新たなリース契約書の写し、貸与料金の算定根拠明細書及びその他県が必要と認める書類を知事に提出すること。
- ☐補助車両については、徳島県内を本拠として使用すること。
- ☐申請者（役員等を含む。）が、暴力団等の反社会的勢力と関係を有さないこと。
- ☐本事業で取得した設備等を反社会的勢力に提供しないこと。
- ☐「徳島県電力供給サポーター登録制度」へ登録し、災害による大規模停電時に県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力すること。

2. 以下の項目は同意をいただける場合に☑をすること。

- ☐申請内容について、リース事業者へ確認することを承諾します。

年 月 日

徳島県知事 殿

申請者

住 所 _____
氏 名 _____

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

担当者及び連絡先

担当者名 _____
連絡先 _____

様式３－２（第６条関係）

地域レジリエンス強化のためのＺＥＶ導入加速化事業費補助金
（物価高騰対応重点支援・ＺＥＶ補助事業）に係るリース事業者同意書

地域レジリエンス強化のためのＺＥＶ導入加速化事業費補助金（物価高騰対応重点支援・ＺＥＶ補助事業）に関して、以下の事項について同意します。

【本補助金を用いた車両（以下「補助車両」という。）】

登録番号	
車台番号	
車両の種類	
メーカー・車名	
リース使用者	
リース期間	

（以下の項目は必須で☑をすること。）

☐ 補助車両の利用状況等の調査に、必要な情報を提供すること。

☐ リース使用者が「徳島県電力供給サポーター登録制度（以下、「登録制度」という。）」へ登録し、災害による大規模停電時に県の要請に応じて避難所等への電力供給に協力すること。

☐ 補助車両を登録制度に基づく給電活動に使用したことに起因する事故や車両の損害等については、県の責に帰すべき事由による場合を除き、県を介することなく当事者間で解決するものとし、県に対し補償を求めないものとする。

年 月 日

徳島県知事 殿

リース事業者

住 所 _____
氏 名 _____

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

担当者及び連絡先

担当者名 _____
連絡先 _____

様式 3－3（第 6 条関係）

地域レジリエンス強化のための Z E V 導入加速化事業費補助金
（物価高騰対応重点支援・Z E V 補助事業）に係るリース使用者事業実施概要書

（申請者） 住 所
名 称
氏 名

（主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職・氏名）

（担当者及び連絡先）

1 車両及び補助金額算定に関する事項

使用の本拠の位置	
リース事業者 ※「様式 3－1 の 2」の項目に同意する場合は記載 をしてください。	会社名 担当者 連絡先
導入した Z E V ※該当する車種に☑すること。	メーカー 車 種 ☐ E V ☐ 軽 E V ☐ P H V ☐ F C V 車 名 型 式
自動車検査証の初度登録（届出）日	年 月 日
経産省補助金交付額	円／台
補助額（A）	円／台
台数（B）	台
補助金交付申請額（A）×（B）	円

（注）金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額とすること。

2 申請者（リース使用者）に関する事項

常時使用する従業員数 ※1		人
資本金額（会社以外は記載不要）		万 円
設立年月日 ※2		年 月 日
直近1期（1年間） の売上高（円） ※3		円 決算期間1年未満の場合： か月
直近1期（1年間） の売上総利益（円） ※4		円 決算期間1年未満の場合： か月
連絡担当者 ※5	フリガナ	
	氏名	
	電話番号	
	携帯番号	
	FAX 番号	
	E-mail アドレス	

※1 常時使用する従業員がいなければ「0人」と記載すること。

※2 「設立年月日」は、創業後に組織変更（例：個人事業主から株式会社化、有限会社から株式会社化）された場合は、現在の組織体の設立年月日（例：個人事業主から株式会社化した場合は、株式会社としての設立年月日）を記載すること。

※3 「直近1期（1年間）の売上高」は、「損益計算書」の「売上高」（決算額）欄の金額を転記すること。

※4 「直近1期（1年間）の売上総利益」は、「損益計算書」の「売上総利益」（決算額）欄の金額を転記すること。

<注（※3、※4共通）>

① 設立から1年未満のため直前決算期間が1年に満たない場合は、直前期の決算額の下に、決算期間（月数）を記載すること（例えば個人から法人成りした後、1年に満たない場合も、法人としての決算期間で記載）。

② 設立から間がなく、一度も決算期を迎えていない場合は、「売上高」・「売上総利益」は「0円」と記載するとともに、「決算期間（月数）」欄も「0か月」と記載すること。

※5 補助金事務局からの書類の送付や必要書類の提出依頼等の電話・メール連絡は、全て「連絡担当者」宛てに行うため、補助金の申請内容や実績報告時の提出書類の内容について、責任をもって説明できる者を記載すること。電話番号または携帯電話番号は必ず記入し、FAX 番号・E-mail アドレスも極力記入すること。）